

令和7年度

新磯地区自治会連合会

定 期 総 会

日 時 令和7年4月25日(金)

午後7時30分から

場 所 新磯公民館 2階 大会議室

次 第

1 開会のことば

2 あいさつ

3 議長選出

※ 総会成立の確認

4 議題

第1号議案 令和6年度事業報告について P1

第2号議案 令和6年度収支決算報告及び会計監査報告について P2～4

第3号議案 新磯地区自治会連合会 会則（案）について P5～10

第4号議案 令和7年度役員（案）について P11

※ 新旧役員あいさつ

令和7年度自治会長 P12

第5号議案 令和7年度事業計画（案）について P13～14

第6号議案 令和7年度収支予算（案）について P15

5 議長解任

6 閉会のことば

◎ 新磯地区自治会連合会「定期総会」終了後、

新磯地区連合自主防災隊「理事会（総会）」を行います。

（自治会長は、単位自主防災隊長（理事）です。引続き、「理事会」にご出席下さい。）

令和6年度 新磯地区自治会連合会年間事業報告

| 月 | 日 | 曜 | 自治会主催事業 | 日 | 曜 | 関連事業 |
|----|----|---|-----------------------------|----------|-------|-----------------------------------|
| 4 | 12 | 金 | 新旧正副会長会議 | | | |
| | 26 | 金 | 定期総会 | | | |
| 5 | 10 | 金 | 正副会長会議 | 4,5 | 土,日 | 相模の大凧まつり |
| | 30 | 木 | 新磯地区新任自治会長研修会 | 10 | 金 | 新磯ふれあい広場管理運営委員会(総会) |
| | 30 | 木 | 市民地域清掃の日(各自治会で日時設定) | 14 | 火 | 新磯地区民生委員児童委員協議会定期総会 |
| | | | | 23 | 木 | 新磯地区社会福祉協議会定期総会 |
| 6 | 21 | 金 | 正副会長会議 | 2 | 日 | 相模川クリーン作戦 (三段の滝下広場・新戸スポーツ広場) |
| | | | | 11 | 火 | 南区安全・安心まちづくり推進協議会新磯支部定期総会 |
| | | | | 16 | 日 | 市自治会連合会定期総会(感謝状贈呈式・レセプション) |
| 7 | 12 | 金 | 正副会長会議 | 23 | 火 | 防災研修会(新磯分署) 新磯地区連合自主防災隊理事会(総会) |
| 8 | 16 | 金 | 正副会長会議(荒天のためLINE会議に変更) | | | |
| 9 | 13 | 金 | 正副会長会議 | 26 | 木 | 総合防災訓練 事前説明会 |
| 10 | 11 | 金 | 正副会長会議 | 27 | 日 | 相模川クリーン作戦 (三段の滝下広場・新戸スポーツ広場) |
| | 19 | 土 | プレ実証フィールド清掃・除草 (利用団体が実施) | | | |
| 11 | 15 | 金 | 正副会長会議 | 10 | 日 | 新磯地区総合防災訓練 |
| | 19 | 火 | 自治会長研修会(HUG訓練) | 17 | 日 | *レクリエーション大会(中止) |
| | | | | 24 | 火 | 南区安全・安心まちづくり推進協議会新磯支部 「安全教室」 |
| 12 | 13 | 金 | 正副会長会議 | | | |
| 1 | 11 | 土 | 新磯地区新年交流会 | | | |
| | 17 | 金 | 正副会長会議 | | | |
| 2 | 14 | 金 | 正副会長会議 | 14,15,16 | 金,土,日 | *新磯公民館文化祭(自治会加入促進活動) |
| 3 | 14 | 金 | 正副会長会議 | 29 | 土 | 第30回新磯桜まつり(自治会加入促進活動) |

【表彰(自治会推薦)】(敬称略)

- 市政功労表彰 米田勝(下磯部上の原)、鈴木真司(勝坂上)
- 市長感謝状 久保田隼夫(新戸西)
- 市連会長感謝状(個人) 大竹義博(新戸荒井耕地西)
- 市連会長感謝状(団体) 下磯部自治会連合会
- 美化運動推進功労者表彰(個人) 宮里正敏(新戸山谷)
- 美化運動推進功労者表彰(団体) 新磯公民館 花と緑の会

*印は、公民館協力事業

※ 青パト防犯パトロール 毎月2~3回実施

※ 防犯パトロール(4地区連合別に毎月20日、20日が祝祭日の場合は直前の平日に行う)

1 収入の部

(単位：円)

| 科目 | R6予算額(A) | 決算額(B) | 差額(B-A) | 説明 |
|-----|-----------|-----------|----------|-----------------|
| 会費 | 241,650 | 231,990 | ▲ 9,660 | 令和6年度 |
| 奨励金 | 3,044,800 | 2,965,460 | ▲ 79,340 | |
| | 205,900 | 203,140 | ▲ 2,760 | 地区自治会連合会活動推進奨励金 |
| | 1,970,150 | 1,928,070 | ▲ 42,080 | 自治会活動推進奨励金 |
| | 868,750 | 834,250 | ▲ 34,500 | 環境美化活動推進奨励金 |
| 繰越金 | 455,501 | 455,501 | 0 | 前年度繰越金 |
| 雑収入 | 5,049 | 4,211 | ▲ 838 | |
| | 5,000 | 4,000 | ▲ 1,000 | 貸出用備品使用料収入 |
| | 49 | 211 | 162 | 貯金利息 |
| 合計 | 3,747,000 | 3,657,162 | ▲ 89,838 | |

2 支出の部

(単位：円)

| 科目 | R6予算額(A) | 決算額(B) | 差額(B-A) | 細 節 | 項目 |
|-------|-----------|-----------|-----------|---------------------|------------|
| 事務費 | 40,000 | 110,779 | 70,779 | | |
| | 30,000 | 75,246 | 45,246 | 消耗品費 | プリンター、インク等 |
| | 5,000 | 7,903 | 2,903 | 通信費 | |
| | 5,000 | 27,630 | 22,630 | 印刷代 | 総会資料 |
| 会議費 | 10,000 | 0 | ▲ 10,000 | 総会、自治会長会議等賄 | |
| 活動協力金 | 910,000 | 490,960 | ▲ 419,040 | | |
| | 300,000 | 0 | ▲ 300,000 | 安全安心まちづくり推進協議会新磯支部へ | |
| | 350,000 | 350,000 | 0 | 新磯地区連合自主防災隊へ | |
| | 250,000 | 130,960 | ▲ 119,040 | 公民館活動協力金 | |
| | 10,000 | 10,000 | 0 | 縄文まつり助成 | |
| 事業費 | 530,000 | 353,640 | ▲ 176,360 | | |
| | 70,000 | 0 | ▲ 70,000 | 自治会長研修会（連合自主防災隊と合同） | |
| | 180,000 | 180,000 | 0 | 地区連正副会長活動費 | |
| | 30,000 | 5,000 | ▲ 25,000 | 地区新年交流会経費 | |
| | 10,000 | 0 | ▲ 10,000 | 史跡勝坂遺跡公園等整備促進協議会経費 | |
| | 30,000 | 0 | ▲ 30,000 | プレ実証フィールド管理費 | |
| | 150,000 | 120,000 | ▲ 30,000 | ウェブ会議等環境整備費 | H P管理料 |
| | 50,000 | 48,640 | ▲ 1,360 | 加入促進活動事業 | パソコン購入 |
| | 10,000 | 0 | ▲ 10,000 | 貸出用備品修理代他 | |
| 負担金 | 139,000 | 137,500 | ▲ 1,500 | | |
| | 120,000 | 110,500 | ▲ 9,500 | 市連へ分担金 | |
| | 6,000 | 14,000 | 8,000 | 市連定期総会レセプション参加費 | |
| | 5,000 | 5,000 | 0 | 市社会福祉協議会会費 | |
| | 1,000 | 1,000 | 0 | 相模川を愛する会会費 | |
| | 5,000 | 5,000 | 0 | 暴力団排除対策推進協議会会費 | |
| | 2,000 | 2,000 | 0 | 地球温暖化対策推進協議会会費 | |
| 奨励金 | 1,970,150 | 1,928,070 | ▲ 42,080 | | |
| | 819,700 | 811,420 | ▲ 8,280 | 自治会長活動 | |
| | 1,036,750 | 1,002,250 | ▲ 34,500 | 自治会活動 | |
| | 113,700 | 114,400 | 700 | 防犯灯管理 | |
| 配分金 | 50,000 | 50,000 | 0 | 環境美化活動推進奨励金 | |
| 交際費 | 40,000 | 75,000 | 35,000 | 慶弔見舞金等 | |
| 予備費 | 57,850 | 0 | ▲ 57,850 | | |
| 合計 | 3,747,000 | 3,145,949 | ▲ 601,051 | | |

収入金額 3,657,162 円

支出金額 3,145,949 円

差引残額 511,213 円

上記のとおり報告します。

令和7年3月31日

新磯地区自治会連合会

会 計 遠藤 満

会 計 溝呂木 秀雄

会 長 鈴木 真



令和6年度 特別事業基金会計報告書

1 収入の部 (単位：円)

| 科 目 | R6予算額(A) | 決算額(B) | 差額(B-A) | 説 明 |
|-----|-----------|-----------|---------|--------|
| 繰越金 | 4,643,463 | 4,643,463 | 0 | 前年度繰越金 |
| 雑収入 | 40 | 2,146 | 2,106 | 貯金利息 |
| 合 計 | 4,643,503 | 4,645,609 | 2,106 | |

2 支出の部 (単位：円)

| 科 目 | R6予算額(A) | 決算額(B) | 差額(B-A) | 説 明 |
|-----|----------|--------|---------|-----|
| 事業費 | 0 | 0 | 0 | |
| 予備費 | 0 | 0 | 0 | |
| 合 計 | 0 | 0 | 0 | |

| | |
|------|-------------|
| 収入金額 | 4,645,609 円 |
| 支出金額 | 0 円 |
| 差引残額 | 4,645,609 円 |

上記のとおり報告します。

令和7年3月31日

新磯地区自治会連合会

会 計

遠藤 満



会 計

溝呂木 秀雄



会 長

鈴木 真司



新磯地区自治会連合会

会長 鈴木 真司 殿

会計監査報告書

新磯地区自治会連合会会則第5条第5項に基づき、令和6年度新磯地区自治会連合会一般会計、特別事業基金会計の収入・支出について、出納簿及び関係諸帳簿等について監査したところ、適正に執行されていることを認めましたので、ここに報告いたします。

報告日 令和7年3月31日

監事 坂井 一 由



監事 久保田 隼 夫



新磯地区自治会連合会 会則（案）

（変更点は下線部）

（名称及び事務所）

第1条 本会は、新磯地区自治会連合会（以下「本会」という。）といい、事務所を相模原市南区役所新磯まちづくりセンター内（相模原市南区磯部916番地3）に置く。

（組織）

第2条 本会は、新磯地区内の地域住民の自治組織である単位自治会及び単位自治会で組織する4地区自治会連合会（上磯部・下磯部・勝坂・新戸）をもって組織する。

（目的）

第3条 本会は、単位自治会並びに単位自治会で組織する4地区自治会連合会相互の親睦を図るとともに、関係機関との連携を密にし、常に地域住民の生活環境の向上に努め、市政を住民に周知し、地域住民の声を行政に反映させる等、地域の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 住民への広報広聴に関する事業。
- (2) 自治会相互の親睦・協調を図るための事業。
- (3) 関係機関に対する住民の意見要望を反映させるための事業。
- (4) 会員の資質を向上させるための研究事業。
- (5) 公共の福祉向上に関する事業。
- (6) その他必要と認める事業。

（役員）

第5条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|-------------------|------------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 4名 |
| (3) 会計 | 2名 |
| (4) 監事 | 3名以内 |
| <u>(5) 事務局長</u> | <u>1名</u> |
| <u>(6) 事務局長補佐</u> | <u>若干名</u> |

2 会長は、この会を代表し会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代理する。

4 会計は、この会の会計事務を掌理する。

5 監事は、この会の業務と会計を監督し検査する。

6 事務局（事務局長、事務局長補佐）はこの会の事務を処理する。

(役員を選出)

第6条 役員は、総会において、第2条に規定する構成員の中から、互選又は推薦により選出する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第8条 削除

(会議)

第8条 本会の会議は、総会、役員会、正副会長会及び自治会長会とする。

2 第1項に掲げるもののほか、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(総会)

第9条 総会は、第5条の役員及び単位自治会長をもって構成し、次の事項を審議する。

(1) 会則の制定及び改廃に関すること。

(2) 事業計画及び予算を決定し、並びに決算を認定すること。

(3) その他正副会長会及び役員会が必要と認める事項を決定すること。

2 会議は、定数の半数以上の出席者によって成立し、議事は、出席者の過半数の同意により決定する。可否同数のときは総会選任された議長の決するところによる。

3 不測の事象により、総会の開催が困難な場合は、書面による議決ができる。

(正副会長会)

第10条 正副会長会は、会長・副会長・事務局長・事務局長補佐をもって構成し次の事項を協議し、執行する。

(1) 総会で決定された事項を処理すること。

(2) 本会の運営上、必要な事項を企画立案すること。

(3) その他、会長が必要と認めた事項を、協議し、執行すること。

(役員会)

第11条 役員会は、第5条の役員をもって構成し、次の事項を協議する。

(1) 総会に提案する議案を立案すること。

(2) 緊急を要する事項を協議すること。

(3) その他、会長が必要と認めた事項を協議すること。

(自治会長会)

第12条 自治会長会は、単位自治会長と第5条の役員をもって構成し、次の事項を協議する。

- (1) 単位自治会相互の情報交換及び親睦を図ること。
- (2) 地域住民の要望等を行政に反映させること。
- (3) 市政の自治会員への周知・伝達。

(総会の招集等)

第13条 総会は、会計年度終了次第、速やかに会長が招集する。

2 総会の議長は、構成員の互選により選出する。

(経費)

第14条 本会の経費は、会費、補助金、負担金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第16条 本会の会則を改廃しようとするときは、総会において出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

2 本会の会則に定めるものの他必要な事項は、別に定める。

附則

この会則は、昭和60年4月1日から実施する。

この会則は、(削除)昭和61年4月14日から改定・実施する。

この会則は、平成元年4月29日から改定・実施する。

この会則は、平成3年4月19日から改定・実施する。

この会則は、平成12年4月27日から改定・実施する。

この会則は、平成16年4月29日から改定・実施する。

この会則は、平成18年4月29日から改定・実施する。

この会則は、平成22年4月1日から改定・実施する。

この会則は、平成22年10月1日から改定・実施する。

この会則は、平成26年4月19日から改定・実施する。

この会則は、令和2年4月18日から改定・実施する。

この会則は、令和3年4月17日から改定・実施する。

この会則は、令和5年4月28日から改定・実施する。

この会則は、令和7年4月25日から改定・実施する。

現 行

| | 改 正 後 |
|---|--|
| <p>(名称及び事務所) 第1条 本会は、新磯地区自治会連合会(以下「本会」という。)と、い、事務所を相模原市南区役所新磯まちづくりセンター一内(相模原市南区磯部916番地3)に置く。</p> | <p>(名称及び事務所) 第1条 (略)</p> |
| <p>(組織) 第2条 本会は、新磯地区内の地域住民の自治組織である自治会及び当該自治会が一定の地域で組織する地区自治会連合会(上磯部・下磯部・勝坂・新戸)をもって組織する。</p> | <p>(組織) 第2条 本会は、新磯地区内の地域住民の自治組織である単位自治会及び単位自治会で組織する4地区自治会連合会(上磯部・下磯部・勝坂・新戸)をもって組織する。</p> |
| <p>(目的) 第3条 本会は、自治会相互の親睦を図るとともに、関係機関との連携を密にし、常に地域住民の生活環境の向上に努め、市政を住民に周知し、地域の発展に寄与することを目的とする。</p> | <p>(目的) 第3条 本会は、単位自治会並びに単位自治会で組織する4地区自治会連合会相互の親睦を図るとともに、関係機関との連携を密にし、常に地域住民の生活環境の向上に努め、市政を住民に周知し、地域住民の声を行政に反映させる等、地域の発展に寄与することを目的とする。</p> |
| <p>(事業) 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 住民への広報広聴に関する事業。 (2) 自治会相互の親睦協調のための事業。 (3) 関係機関に対する住民の意見要望を反映させるための事業。 (4) 会員の資質を向上させるための研究事業。 (5) 公共の福祉向上に関する事業。 (6) その他必要と認める事業。</p> | <p>(事業) 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) (略) (2) 自治会相互の親睦・協調を図るための事業。 (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略)</p> |
| <p>(役員) 第5条 本会に、次の役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 4名 (3) 会計 2名 (4) 監事 3名</p> | <p>(役員) 第5条 本会に、次の役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 4名 (3) 会計 2名 (4) 監事 3名以内 (5) 事務局長 1名 (6) 事務局長補佐 若干名</p> |
| <p>2 会長は、この会を代表し会務を総理する。 3 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代理する。 4 会計は、この会の会計を掌理する。 5 監事は、この会の会計を監査する。</p> | <p>2 会長は、この会を代表し会務を総理する。 3 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代理する。 4 会計は、この会の会計事務を掌理する。 5 監事は、この会の業務と会計を監督し検査する。 6 事務局(事務局長、事務局長補佐)はこの会の事務を処理する。</p> |

(役員を選出)

第6条 役員は、総会において、第2条に規定する構成員の中から、互選又は推薦により選出する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2 欠員により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第8条 本会の事務を処理するため、事務局を設置し、事務局長を置く。
2 事務局長の選出は、本会の副会長による互選とする。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会、会長・副会長会議（以下「正副会長会議」といふ。）、自治会長会議及び役員会とする。
2 第1項に掲げるもののほか、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(総会)

第10条 総会は、第5条に規定する役員及び単位自治会長をもって構成し、次の事項を審議する。
(1) 会則の制定及び改廃に関すること。
(2) 事業計画及び予算を決定し、並びに決算を認定すること。
(3) その他正副会長会議及び役員会が必要と認める事項を決定すること。
2 会議は、定数の半数以上の出席者によって成立し、議事は、出席者の過半数の同意により決定する。可否同数のときは議長が決すところによる。
3 不測の事象により、総会の開催が困難な場合は、書面による議決ができる。

(正副会長会議)

第11条 正副会長会議は、第5条第1項第1号及び第2号の役員をもって構成し、次の事項を協議し、執行する。
(1) 総会で決定された事項を処理すること。
(2) 本会の運営上、必要な事項を企画立案すること。
(3) その他、会長が必要と認めた事項を、協議し、執行すること。

(役員会)

第12条 役員会は、第5条第1項第1号から第4号までの役員をもって構成し、次の事項を協議する。
(1) 総会に提案する議案を立案すること。
(2) 緊急を要する事項を協議すること。
(3) その他、会長が必要と認めた事項を協議すること。

(役員選出)
第6条 (略)

(役員任期)
第7条 (略)

(事務局)
第8条 削除

(会議)

第8条 本会の会議は、総会、役員会、正副会長会及び自治会長会とする。
2 第1項に掲げるもののほか、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(総会)

第9条 総会は、第5条の役員及び単位自治会長をもって構成し、次の事項を審議する。
(1) 会則の制定及び改廃に関すること。
(2) 事業計画及び予算を決定し、並びに決算を認定すること。
(3) その他正副会長会及び役員会が必要と認める事項を決定すること。
2 会議は、定数の半数以上の出席者によって成立し、議事は、出席者の過半数の同意により決定する。可否同数のときは総会選任された議長が決すところによる。
3 不測の事象により、総会の開催が困難な場合は、書面による議決ができる。

(正副会長会)

第10条 正副会長会は、会長・副会長・事務局長・事務局長補佐をもって構成し、次の事項を協議し、執行する。
(1) 総会で決定された事項を処理すること。
(2) 本会の運営上、必要な事項を企画立案すること。
(3) その他、会長が必要と認めた事項を、協議し、執行すること。

(役員会)

第11条 役員会は、第5条の役員をもって構成し、次の事項を協議する。
(1) 総会に提案する議案を立案すること。
(2) 緊急を要する事項を協議すること。
(3) その他、会長が必要と認めた事項を協議すること。

(自治会長会議)
第13条 自治会長会議は、単位自治会長をもって構成し、次の事項を協議する。

- (1) 自治会相互の情報交換及び親睦を図ること。
- (2) 地域住民の要望等を行政に反映させること。
- (3) 市政の自治会員への周知・伝達。

(総会の招集等)

第14条 総会は、会計年度終了次第、速やかに会長が招集する。
2 総会の議長は、構成員の互選により選出する。

(経費)

第15条 本会の経費は、会費、補助金、負担金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第17条 本会の会則を改廃しようとするときは、総会において出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

2 本会の会則に定めるものの他必要な事項は、別に定める。

附則

この会則は、昭和60年4月1日施行する。
この会則は、監事3名を2～3名に変更(昭和61年4月14日改正)
この会則は、平成元年4月29日から施行する。
この会則は、平成3年4月19日から施行する。
この会則は、平成12年4月27日から施行する。
この会則は、平成16年4月29日から施行する。
この会則は、平成18年4月29日から施行する。
この会則は、平成22年4月1日から施行する。
この会則は、平成22年10月1日から施行する。
この会則は、平成26年4月19日から施行する。
この会則は、令和2年4月18日から施行する。
この会則は、令和3年4月17日から施行する。
この会則は、令和5年4月28日から施行する。

(追加)

(自治会長会)
第12条 自治会長会は、単位自治会長と第5条の役員をもって構成し、次の事項を協議する。

- (1) 単位自治会相互の情報交換及び親睦を図ること。
- (2) 地域住民の要望等を行政に反映させること。
- (3) 市政の自治会員への周知・伝達。

(総会の招集等)

第13条 (略)

(経費)

第14条 (略)

(会計年度)

第15条 (略)

(その他)

第16条 (略)

附則

この会則は、昭和60年4月1日から実施する。
この会則は、(削除)昭和61年4月14日から改定・実施する。
この会則は、平成元年4月29日から改定・実施する。
この会則は、平成3年4月19日から改定・実施する。
この会則は、平成12年4月27日から改定・実施する。
この会則は、平成16年4月29日から改定・実施する。
この会則は、平成18年4月29日から改定・実施する。
この会則は、平成22年4月1日から改定・実施する。
この会則は、平成22年10月1日から改定・実施する。
この会則は、平成26年4月19日から改定・実施する。
この会則は、令和2年4月18日から改定・実施する。
この会則は、令和3年4月17日から改定・実施する。
この会則は、令和5年4月28日から改定・実施する。
この会則は、令和7年4月25日から改定・実施する。

新磯地区自治会連合会 役員(案)

《令和7・8年度》

| 役職名 | 氏名 | 年数 | 地区 |
|------|--------|----|-----|
| 会長 | 鈴木 真司 | 2 | 勝坂 |
| 副会長 | 野崎 雅利 | 3 | 上磯部 |
| 副会長 | 中澤 昇 | 2 | 下磯部 |
| 副会長 | 茅 正道 | 2 | 勝坂 |
| 副会長 | 加藤 明夫 | 1 | 新戸 |
| 会計 | 溝呂木 秀雄 | 2 | 上磯部 |
| 会計 | 大竹 義博 | 1 | 新戸 |
| 監事 | 村松 和彦 | 1 | 勝坂 |
| 監事 | 西山 正美 | 1 | 新戸 |
| 事務局長 | 建川 一茂 | 2 | 新戸 |

退任役員

| 役職名 | 氏名 | 年数 | 地区 |
|-----|--------|----|-----|
| 会計 | 遠藤 満 | 2 | 新戸 |
| 監事 | 坂井 一由 | 2 | 上磯部 |
| 監事 | 久保田 隼夫 | 3 | 新戸 |
| 監事 | 門田 聡 | 5 | 勝坂 |

令和7年度 自治会長

| No. | 自治会 | 会長 |
|-----|---------|--------|
| 1 | 上磯部上 | 遠藤 忍 |
| 2 | 上磯部中 | 井上 毅 |
| 3 | 上磯部下 | 成田 茂 |
| 4 | 上磯部山谷上 | 星野 和義 |
| 5 | 上磯部山谷下 | 野澤 雄太 |
| 6 | 下磯部四ツ谷上 | 斉藤 嘉之 |
| 7 | 下磯部四ツ谷下 | 角田 保幸 |
| 8 | 下磯部中部 | 中澤 昇 |
| 9 | 下磯部東の上 | 鈴木 和明 |
| 10 | 下磯部東の下 | 高崎 敏之 |
| 11 | 下磯部上の原 | 荒井 央 |
| 12 | すずかけ台 | 阿部 和夫 |
| 13 | 勝坂上 | 池田 昭 |
| 14 | 勝坂下 | 白石 純 |
| 15 | 勝坂東 | 菅野 翔太 |
| 16 | 勝坂西 | 和田 美津子 |
| 17 | 勝坂南 | 茅 正道 |

| No. | 自治会 | 会長 |
|-----|---------|-------|
| 18 | 新戸大河原 | 安藤 常康 |
| 19 | 新戸河原東 | 遠藤 忠雄 |
| 20 | 新戸南町 | 飯田 賢 |
| 21 | 新戸西 | 池田 亙 |
| 22 | 新戸陣屋小路 | 市川 雄三 |
| 23 | 新戸東 | 小川 睦 |
| 24 | 新戸中央 | 浜田 清隆 |
| 25 | 新戸上新 | 加藤 明夫 |
| 26 | 新戸荒井耕地東 | |
| 27 | 新戸荒井耕地西 | 大竹 義博 |
| 28 | 新戸新道 | 會田 勝宏 |
| 29 | 新戸相武台下 | |
| 30 | 新戸山谷 | 齋藤 敏弥 |
| 31 | 新戸釣瓶下 | 古木 寿雄 |
| 32 | 南町パレス翔 | 岩田 弘 |

令和7年度新磯地区自治会連合会事業計画（案）

事業理念

本会では、豊かな自然環境に満ち溢れた新磯地区で子どもからお年寄りまで、すべての自治会員が安全で安心して暮らせるまちづくり、地域コミュニティーの活性化を目指し、自治活動に取り組みます。

事業方針

本会は、自治会組織の強化と発展を図るため、単位自治会・各地区自治会連合会（上磯部・下磯部・勝坂・新戸）・本会が一体となり関係諸団体（新磯地区社会福祉協議会・新磯地区民生委員児童委員協議会・新磯公民館・新磯地区老人クラブ連合会・地域包括支援センター・まちづくり会議等）・行政と協働して、地域課題に取り組みます。

1 自治会の活動推進

- 1) 相模原市自治会連合会と連携し、自治会役員の負担を軽減し自治会員のモチベーション向上に繋げ減少化傾向に歯止めをかけるとともに、新規転入者に対し新磯地区の魅力を中心に全面的に出した加入促進を模索し、自治会組織の活動強化を推進します。
- 2) 新磯地区自治会連合会のホームページを活用してタイムリーな情報発信を推進します。また、「新磯情報」や回覧板によるアナログな情報発信に加え、行政の協力や知見を得ながら生活に役立つ情報発信に取り組みます。

2 安全・安心なまちづくり

- 1) 犯罪の抑止に向けて、南区安全・安心まちづくり推進協議会新磯支部と連携を取り、青色防犯パトロールカー（通称青パト）を使った防犯・交通安全パトロールや、各地区で定期的に防犯パトロールを実施します。また、交通安全講演会・防犯講演会、交通安全教室等を実施し、地域への啓発活動に取り組みます。
- 2) 地区社協と連携をとり、「新磯あんしんネットワーク」「新磯パトロール」に積極的に参加し、高齢者、こども及び障がい者等の見守る活動を推進します。また、不審者情報や安全情報を迅速に共有するための連絡網等の整備を検討します。
- 3) 首都直下地震や大型台風などの進行型災害に備え、「地域防災力」向上に向けて、新磯地区自主防災隊や避難所運営協議会（新磯小学校・相陽中学校）と連携し、災害に備えた避難所運営や防災・減災対策に取り組みます。

3 会員の生活支援と環境を守る活動

- 1) 社会も情報も生活の仕方も複雑化・多様化しており、自治会活動の活動や地域の諸課題も変化してきています。多様な文化や価値観を受け入れつつ、新しい生活様式、地域住民に寄り添った自治会活動の新たな活動スタイル（例えばハイブリット型の総（代）会、会議、委員会、学習会の運営等）を検討し、具体的な運用モデルに向けた課題を引き続き整理していきます。
- 2) 身近にある自然豊かな新磯地区のできる環境美化推進策として、相模川クリーン作戦や各地区ゴミ集積所の整備等の環境保全活動に取り組みます。
- 3) 少子高齢化が進む現在、子どもはもちろん、高齢者や障がい者が生き生きと生活できる福祉施策として、交通弱者の脚となるグリーンスローモビリティ実証運行や、新磯地区要援護者支援組織の形成など、関係諸団体（民生委員児童委員協議会・地区社協）と連携した生活支援活動に取り組みます。

令和7年度 新磯地区自治会連合会年間事業計画（案）

| 月 | 日 | 曜 | 自治会主催事業 | 日 | 曜 | 関連事業 |
|----|----|---|---------------------|------------|---------|---------------------------------|
| 4 | 10 | 木 | 新旧正副会長会議 | | | |
| | 25 | 金 | 地区連・自主防定期総会 | | | |
| 5 | 16 | 金 | 正副会長会議 | 4, 5 | 日, 月 | 相模の大凧まつり |
| | 29 | 木 | 新磯地区新任自治会長研修会 | 16 | 金 | 新磯ふれあい広場管理運営委員会（総会） |
| | 30 | 金 | 市民地域清掃の日（各自治会で日時設定） | 15 | 木 | 新磯地区民生委員児童委員協議会定期総会 |
| 6 | 20 | 金 | 正副会長会議 | 22 | 木 | 新磯地区社会福祉協議会定期総会 |
| | | | | 1 | 日 | 相模川クリーン作戦 （三段の滝下広場・新戸スポーツ広場） |
| | | | | 10 | 火 | 南区安全・安心まちづくり推進協議会新磯支部定期総会 |
| 7 | 11 | 金 | 正副会長会議 | 15 | 日 | 市自治会連合会定期総会（感謝状贈呈式・レブション） |
| | 8 | 金 | 正副会長会議 | | | |
| 9 | 12 | 金 | 正副会長会議 | 19 | 金 | 自主防災隊長研修会 |
| | | | | 30 | 火 | 総合防災訓練 事前説明会 |
| 10 | 10 | 金 | 正副会長会議 | 12 | 日 | 第1回新磯ふれあいフェスティバル（仮称） |
| | | | | 26 | 日 | 相模川クリーン作戦 （三段の滝下広場・新戸スポーツ広場） |
| 11 | 14 | 金 | 正副会長会議 | 9 | 日 | 新磯地区総合防災訓練 |
| 12 | 12 | 金 | 正副会長会議 | | | |
| 1 | 10 | 土 | 新磯地区新年交流会 | | | |
| | 16 | 金 | 正副会長会議 | | | |
| 2 | 13 | 金 | 正副会長会議 | 20, 21, 22 | 金, 土, 日 | *新磯公民館文化祭（自治会加入促進活動） |
| 3 | 13 | 金 | 正副会長会議 | 28 | 土 | 第31回新磯桜まつり（自治会加入促進活動） |

* 印は、公民館協力事業

※ 青パト防犯パトロール 毎月2回実施予定

※ 防犯パトロール（4地区連合別に毎月20日に行う。
20日が祝祭日の場合は直前の平日に行う）

令和7年度 新磯地区自治会連合会収支予算 (案)

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

1 収入の部

(単位:円)

| 科目 | R7予算額(A) | R6予算額(B) | R6決算額 | 予算額増減(A-B) | 説明 |
|-----|-----------|-----------|-----------|------------|-----------------|
| 会費 | 231,990 | 241,650 | 231,990 | ▲ 9,660 | 令和6年度参考 |
| | 2,965,460 | 3,044,800 | 2,965,460 | ▲ 79,340 | |
| 奨励金 | 203,140 | 205,900 | 203,140 | ▲ 2,760 | 地区自治会連合会活動推進奨励金 |
| | 1,928,070 | 1,970,150 | 1,928,070 | ▲ 42,080 | 自治会活動推進奨励金 |
| | 834,250 | 868,750 | 834,250 | ▲ 34,500 | 環境美化活動推進奨励金 |
| 繰越金 | 511,213 | 455,501 | 455,501 | 55,712 | 前年度繰越金 |
| 雑収入 | 4,337 | 5,049 | 4,211 | ▲ 712 | |
| | 4,000 | 5,000 | 4,000 | ▲ 1,000 | 貸出用備品使用料収入 |
| | 337 | 49 | 211 | 288 | 貯金利息 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 地区新年交流会費 |
| 合計 | 3,713,000 | 3,747,000 | 3,657,162 | ▲ 34,000 | |

2 支出の部

(単位:円)

| 科目 | R7予算額(A) | R6予算額(B) | R6決算額 | 予算額増減(A-B) | 説明 |
|--------|-----------|-----------|-----------|------------|----------------------|
| 事務費 | 255,000 | 40,000 | 110,779 | 215,000 | |
| | 60,000 | 30,000 | 75,246 | 30,000 | 消耗品費 |
| | 180,000 | 5,000 | 7,903 | 175,000 | 広報・通信費(HP管理費・携帯通信費等) |
| | 15,000 | 5,000 | 27,630 | 10,000 | 印刷代 |
| 会議費 | 10,000 | 10,000 | 0 | 0 | 総会、自治会長会議等賄 |
| 活動協力金 | 710,000 | 910,000 | 490,960 | ▲ 200,000 | |
| | 250,000 | 300,000 | 0 | ▲ 50,000 | 安全安心まちづくり推進協議会新磯支部へ |
| | 250,000 | 350,000 | 350,000 | ▲ 100,000 | 新磯地区連合自主防災隊へ |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 新磯小学校避難所運営協議会へ |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 相陽中学校避難所運営協議会へ |
| | 200,000 | 250,000 | 130,960 | ▲ 50,000 | 公民館活動協力金 |
| 10,000 | 10,000 | 10,000 | 0 | 縄文まつり助成 | |
| 事業費 | 350,000 | 530,000 | 353,640 | ▲ 180,000 | |
| | 20,000 | 70,000 | 0 | ▲ 50,000 | 自治会長研修会(連合自主防災隊と合同) |
| | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 0 | 地区連正副会長活動費 |
| | 30,000 | 30,000 | 5,000 | 0 | 地区新年交流会 |
| | 0 | 10,000 | 0 | ▲ 10,000 | 史跡勝坂遺跡公園等整備促進協議会経費 |
| | 10,000 | 30,000 | 0 | ▲ 20,000 | プレ実証フィールド管理費 |
| | 80,000 | 150,000 | 120,000 | ▲ 70,000 | ウェブ会議等環境整備費 |
| | 20,000 | 50,000 | 48,640 | ▲ 30,000 | 加入促進活動事業 |
| 10,000 | 10,000 | 0 | 0 | 貸出用備品修理代他 | |
| 負担金 | 134,000 | 139,000 | 137,500 | ▲ 5,000 | |
| | 110,500 | 120,000 | 110,500 | ▲ 9,500 | 市連へ分担金 |
| | 10,500 | 6,000 | 14,000 | 4,500 | 市連定期総会レセプション参加費 |
| | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 0 | 市社会福祉協議会会費 |
| | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 0 | 相模川を愛する会会費 |
| | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 0 | 暴力団排除対策推進協議会会費 |
| | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 0 | 地球温暖化対策推進協議会会費 |
| 奨励金 | 1,929,970 | 1,970,150 | 1,928,070 | ▲ 40,180 | |
| | 811,420 | 819,700 | 811,420 | ▲ 8,280 | 自治会長活動 |
| | 1,002,250 | 1,036,750 | 1,002,250 | ▲ 34,500 | 自治会活動 |
| | 116,300 | 113,700 | 114,400 | 2,600 | 防犯灯管理 |
| 配分金 | 50,000 | 50,000 | 50,000 | 0 | 環境美化活動推進奨励金 |
| 交際費 | 66,000 | 40,000 | 75,000 | 26,000 | 慶弔見舞金等 |
| 予備費 | 208,030 | 57,850 | 0 | 150,180 | 調整費含む |
| 合計 | 3,713,000 | 3,747,000 | 3,145,949 | ▲ 34,000 | |

収入金額 3,713,000

支出金額 3,713,000

差引残額 0